

## 事前確定給与

### 1、損金に算入される役員給与

法人が役員に対して支給する役員給与のうち損金に算入されるものは次の給与である。

なお、不相当に高額な部分の役員給与及び事実を隠ぺい、仮装して経理することにより支給する役員給与は、損金に算入されません。

- ① 定期同額給与
- ② 事前確定給与
- ③ 一定の利益連動給与
- ④ 退職給与、特定ストックオプションに係る費用及び使用人兼務役員

#### 法人税法第34条 （役員給与の損金不算入）

内国法人がその役員に対して支給する給与（退職給与及び第五十四条第一項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する新株予約権によるもの並びにこれら以外のものを使用人としての職務を有する役員に対して支給する当該職務に対するもの並びに第三項の規定の適用があるものを除く。以下この項において同じ。）のうち次に掲げる給与のいずれにも該当しないものの額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一 その支給時期が一月以下の一定の期間ごとである給与（次号において「定期給与」という。）で当該事業年度の各支給時期における支給額が同額であるものその他これに準ずるものとして政令で定める給与（次号において「定期同額給与」という。）

二 その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与（定期同額給与及び利益連動給与（利益に関する指標を基礎として算定される給与をいう。次号において同じ。）を除くものとし、定期給与を支給しない役員に対して支給する給与（同族会社に該当しない内国法人が支給するものに限る。）以外の給与にあつては政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にその定めの内容に関する届出をしている場合における当該給与に限る。）

三 同族会社に該当しない内国法人がその業務執行役員（業務を執行する役員として政令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）に対して支給する利益連動給与で次に掲げる要件を満たすもの（他の業務執行役員のすべてに対して次に掲げる要件を満たす利益連動給与を支給する場合に限る。）

イ その算定方法が、当該事業年度の利益に関する指標（金融商品取引法第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）に規定する有価証券報告書（（3）において「有価証券報告書」という。）に記載されるものに限る。）を基礎とした客観的なもの（次に掲げる要件を満たすものに限る。）であること。

（1） 確定額を限度としているものであり、かつ、他の業務執行役員に対して支給する利益連動給与に係る算定方法と同様のものであること。

（2） 政令で定める日までに、報酬委員会（会社法第四百四条第三項（委員会の権限等）の報酬委員会をいい、当該内国法人の業務執行役員又は当該業務執行役員と政令で定める特殊の関係のある者がその委員になつているものを除く。）が決定をしていることその他これに準ずる適正な手続として政令で定める手続を経ていること。（

（3） その内容が、（2）の決定又は手続の終了の日以後遅滞なく、有価証券報告書に記載されていることその他財務省令で定める方法により開示されていること。

ロ その他政令で定める要件

2 内国法人がその役員に対して支給する給与（前項又は次項の規定の適用があるものを除く。）の額のうち不相当に高額な部分の金額として政令で定める金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

3 内国法人が、事実を隠ぺいし、又は仮装して経理をすることによりその役員に対して支給する給与の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

- |   |  |
|---|--|
| 4 | 前三項に規定する給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含むものとする。   |
| 5 | 第一項に規定する使用人としての職務を有する役員とは、役員（社長、理事長その他政令で定めるものを除く。）のうち、部長、課長その他法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事するものをいう。 |
| 6 | 前二項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。   |

## 2、事前確定届出給与

次の適用要件に該当するものである。

- |   |   |
|---|---|
| ① | その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与。  |
| ② | 定期同額給与及び利益連動給与に該当するものを除く。   |
| ③ | 納税地の所轄税務署長にその定めの内容に関する届出をしている場合におけるその給与に限る。<br>※ 同族会社以外の法人が定期給与を受けていない役員に対して支給する給与については「事前確定届出給与」の届出を要しない。」 |

### (1) 事前確定届出給与の届出期限

- |   |   |
|---|---|
| ① | 株主総会等の決議により事前確定届出給与の定めをした場合におけるその決議の日（その決議の日が職務執行開始日後である場合には、職務執行開始日）から1か月経過日（同日が会計期間開始日から4か月経過日後である場合は、その4か月経過日）（新設法人の場合は設立日以後2か月経過日）<br>※ 職務執行開始日の例：定時株主総会において役員に選任されその日に就任した者及び定時株主総会の開催日に現に役員である者にあつては、その定時株主総会の開催日となる。 |
| ② | 臨時改定事由（新たに事前確定届出給与の定めをした場合に限る。）が生じた日から1か月経過日<br>※ ①に該当する場合を除く。  |

### (2) 変更の場合の届出期限

- |   |   |
|---|---|
| ① | 臨時改定事由による場合には、その事由が生じた日から1か月経過日   |
| ② | 業績悪化改定事由による場合には、事前確定届出給与の定めの内容変更に関する株主総会等の決議の日から1か月経過日（内容変更前の支給日がその1か月経過日前である場合には、その支給日の前日） |

以下の法人税基本通達参照のこと

## 4、事前確定届出給与

### (事前確定届出給与の意義) 9-2-14

法第34条第1項第2号《事前確定届出給与》に規定する給与は、所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給される給与をいうのであるから、同号の規定に基づき納税地の所轄税務署長へ届け出た支給額と実際の支給額が異なる場合にはこれに該当しないこととなり、原則として、その支給額の全額が損金不算入となることに留意する。

### (確定額の意義) 9-2-15

法第34条第1項第2号《事前確定届出給与》の「確定額」には、現物資産により支給するもの、支給額の上限のみを定めたもの及び一定の条件を付すことにより支給額が変動するようなものは、これに含まれない。

### (職務の執行を開始する日) 9-2-16

令第69条第2項第1号《事前確定届出給与の届出》の「職務の執行を開始する日」とは、その役員がいつから就任するかなど個々の事情によるのであるが、例えば、定時株主総会において役員に選任されその日に就任した者及び定時株主総会の開催日に現に役員である者（同日に退任する者を除く。）にあっては、当該定時株主総会の開催日となる。